

＼ 好評につき第五弾！ ／

第5回 レシート de 商品券事業 登録店募集のお知らせ



あつめてお得に！



レシート



キャンペーン

の登録店になりませんか？

この
キャンペーンは？

900円（税込）以上の祝スタンプ付レシートを9枚集めると
3,000円分の商品券と交換できる事業です。

登録店の
やることは？

令和8年4月27日～6月16日の期間中、900円（税込）以上の
レシートに祝スタンプを押してください！

登録店になると？

- 協力金1万円を支給します！
- 期間中の集客・売上アップが見込めます！

前回登録店の
約7割が
売上アップ！

登録期間

令和8年2月12日～令和8年5月13日

※3月10日までに登録いただくと区施設で配布する登録店一覧に掲載されます。

登録方法

「登録申込書・誓約書」を郵送
または足立区オンライン申請

過去に登録した店舗も
改めて登録が必要です



- 足立区内所在の事業所（店舗）に限ります。
- 足立区商店街振興組合連合会非加盟の大型店舗（店舗面積1,000㎡超の店舗や商業施設、及びそのテナント）は対象外です。
- その他対象外となる業種等、詳しくは足立区ホームページまたは登録店募集要項でご確認ください。

問い合わせ

第5回 レシートde 商品券事業コールセンター
050-1731-7073 平日：10時～18時（土日祝：4月～6月のみ受付）

登録方法

「登録申込書・誓約書」を郵送または
足立区オンライン申請



スケジュール

登録店申込期間

令和8年2月12日～5月13日(必着)

スタンプ・ ポスター等の郵送

令和8年4月上旬～

スタンプ対象期間

令和8年4月27日～6月16日



■登録店

1会計900円(税込)以上のレシートに[㊟]スタンプを押します。

■区民等の消費者

- ・2店舗以上の登録店で900円(税込)以上の買い物等をして[㊟]スタンプが押されたレシートを集めます。
- ・レシート9枚を集めて申請すると、3,000円分の区内共通商品券と交換できます(一人1回のみ)。

事業終了後、 協力金を振込

令和8年7月～



区内共通商品券取扱店になるためには、
足立区商店街振興組合連合会に
加盟する必要があります。
詳しくはTEL:03-3881-9121

注意事項

- 「登録店募集要項」に詳しい条件が記載されています。必ず確認してください。「登録店募集要項」に違反した場合は、登録店の承認を取り消し、協力金も支払いません。
- レシートを発行していない店舗は、代わりに領収書にスタンプを押してください。
- スタンプ対象外の商品があります。ご注意ください。
 - (1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - (2) 資産形成に資する自動車や不動産の支払い
 - (3) 通信販売、コンビニエンスストア等での収納代行(公共料金・携帯電話料金・保険料等の支払い、航空券や新幹線等のチケット購入等)
 - (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定される製造たばこ
 - (5) 健康保険適用の診療、調剤等
 - (6) 登録店以外で購入した商品
 - (7) 購入額が1会計当たり900円(税込)に満たないもの及び本事業実施期間外の購入に関するもの
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
 - (9) 公序良俗に反するもの
 - (10) 電子マネーへのチャージ
 - (11) その他、足立区長が不相当と認めるもの
- 閉店等のやむを得ない事情がある場合を除き、実施期間中の登録抹消はできません。